

さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱

制 定	平成25年	3月26日	子保幼第2317号	(子ども未来局長決裁)
改 正	平成26年	2月28日	子保幼第2594号	(子ども未来局長決裁)
改 正	平成27年	3月26日	子保幼第2823号	(子ども未来局長決裁)
改 正	平成27年10月	1日	子幼の第0363号	(子ども未来局長決裁)
改 正	平成28年12月	19日	子幼の第1700号	(子ども未来局長決裁)
改 正	令和 2年	3月19日	子幼の第2140号	(子ども未来局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等について、さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、設置認可及び認可内容の変更等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 保育所 法第39条第1項に規定する施設であって、設置認可を受けているものをいう。
- (2) 駅前型保育所等 市長が特に保育所の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道の駅の周辺に整備する保育所、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域に指定されている地域のうち別に定める地域に整備する保育所又は「さいたま市大規模共同住宅の建設等における子育て支援施設の設置に関する要綱」（平成21年さいたま市告示第762号）に基づき整備する保育所をいう。
- (3) 認可外保育施設 法第39条第1項に規定する施設であって、設置認可を受けていないものをいう。

- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する施設であって、同法第4条第1項の認可を受けたものをいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の認定を受けたもの又は同法第17条第1項の認可を受けたものをいう。
- (6) 有効内法面積 内法面積から、戸棚、手洗場等保育に利用できない面積を除外した面積をいう。
- (7) 保育室等 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室をいう。

（設置認可の承認）

第3条 設置認可については、「さいたま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、当該地域周辺の保育所利用待機児童数、人口及び就学前児童数の状況並びに周辺の開発状況、交通利便性等の地域の現状及び将来の動向を踏まえ、その必要性を精査して、「さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会設置要綱」に規定される「さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会」又は「さいたま市社会福祉法人設立認可等審査委員会要綱」に規定される「さいたま市社会福祉法人設立認可等審査委員会」の承認を得ることとする。

（立地条件）

第4条 保育所の立地については、次の条件に適合することとする。

- (1) 保育所を設置することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。
- (2) 児童の良好な保育環境が確保できること。
- (3) 児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車する場所が確保されていること。
- (4) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、抵当権が設定されていないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 独立行政法人福祉医療機構及びその協調融資機関又は日本私立学校振興・共済事業団による場合
 - イ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対

して社会福祉法人が基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であると市長が認める場合

ウ 第16条第4項に定める要件を満たしている場合

(設置者)

第5条 保育所を設置し、運営する者（以下「設置者」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された社会福祉法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づき設立された学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）又は社会福祉法人等以外の法人であって第14条に掲げる基準に適合するものとする。

(名称)

第6条 保育所の名称は、次の条件に適合することとする。

- (1) 公序良俗に反しないものであること。
- (2) 市内の保育所、認可外保育施設又は幼稚園に同一又は紛らわしいものがないこと。

(定員及び受入児童数)

第7条 保育所の定員は、20人以上とすることとする。ただし、地域の保育需要が高いと市が判断する場合には、60人以上とするよう努めなければならない。

2 保育所に受け入れる対象は、就学前の全ての年齢の児童とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、特定の年齢の児童のみを受け入れることができる。

- (1) 第18条に規定する分園を設置する場合
- (2) 中心となる保育所、幼稚園又は認定こども園があり、特定の年齢の児童以外の受入れが可能な場合
- (3) 市長が特に認める場合

3 年齢別の受入児童数については、地域の保育需要を考慮の上、条例及びこの要綱に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守し、定めることとする。

4 年齢別の受入児童数は、各年度の保育需要に合わせて、前項の規定により定める

基準を下回らない範囲内で定員を超えて受け入れることができることとする。ただし、翌年度当初の児童数に留意することとする。

- 5 保育所の受入児童数は、定員の範囲内とする。ただし、この基準に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内において、当分の間、定員を超えて受け入れることができることとする。この場合、連続する過去の5年度において常に定員を超えており、かつ、当該各年度の平均入所率（当該年度内における各月の初日の入所人員の合計数を各月の初日の定員の合計数で除した割合をいう。）が120%以上である場合には、定員を見直すこととする。

（構造及び設備）

第8条 保育所の構造及び設備は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及びさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年条例第22号）その他法令に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮したものとし、次に掲げる基準によることとする。

- (1) 乳児室又はほふく室の面積は、0歳児1人当たり5.0㎡（有効内法面積）以上、1歳児1人当たり3.3㎡（有効内法面積）以上を確保すること。
- (2) 0歳児の預かりを実施する施設においては、乳児用設備として、調理室以外の場所に調乳室及び沐浴室を設けること。
- (3) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳児以上の児童1人当たり1.98㎡（有効内法面積）以上を確保すること。
- (4) 保育室等には、2方向避難の趣旨を踏まえ、避難上有効な通路に接続する避難上有効な出口を2以上設けるよう努めること。
- (5) 静養できる機能を有し、医薬品等を常備する医務室を設けること。ただし、カーテン等で区画できる場合は、事務室等と兼用できることとする。
- (6) 食事は、食育の観点により、全ての児童に対して施設内（併設された同一法人の社会福祉施設を含む。）で調理して提供することとし、そのために必要な機能を有する調理室を設けること。ただし、保育所と調理室が所在する建物が異なる場

合は、配膳に際して衛生的な状態が保たれるように配慮すること。また、調理室の衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づくこと。

- (7) 保育所の機能充実及び多機能化のため、可能な限り子育て相談室、一時保育室及び地域子育て支援センター等の設備を備えるよう努めること。ただし、当該サービスを提供する周辺施設の状況により、必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (8) 屋外遊戯場は、2歳児以上の児童1人当たり3.3㎡（児童が実際に遊戯でき、屋根等がかかっていないこと）以上の面積を保育所と同一敷地内に設けること。
- (9) 既存建物を使用して保育所を設置する場合は、昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に建築された建物又はそれ以前に建築された建物で同法改正以降の耐震性能（ I_s 値0.6以上）を満たしている建物を使用すること。

2 前項第8号に掲げる屋外遊戯場は、地上に設けることを原則とする。ただし、地上に利用可能な場所がない場合に限り、次の各号の基準を満たすことを条件に、建物の屋上を屋外遊戯場として用いることができることとする。

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 当該建物は、耐火建築物であること。
- (3) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (4) 職員、消防機関等による救出に際して、支障のない程度の階数の屋上であること。
- (5) 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が、常用階段とは別に設けられていること。その場合において、避難用階段の位置は、常用階段とおおむね対称の位置となるように配慮すること。
- (6) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (7) 油その他の引火性の強いものを置かないこと。
- (8) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は、上部を内側にわん曲させ

る等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

- (9) 警報設備は、屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
- (10) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(保育室を2階以上に設ける場合の基準)

第9条 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、条例第44条第7号に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこととする。ただし、人口地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあつては、条例の適用に際して当該階を1階とみなすことができる。

- (1) 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その保育所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。
 - (2) 条例第44条第7号ウに規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。
- 2 条例第44条第7号イに規定する避難用の待避上有効なバルコニーの構造は、次の要件を満たすこととする。
- (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
 - (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
 - (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
 - (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積のおおむね1/8以上とし、幅員おおむね3.5m以上の道路又は空地に面すること。
 - (6) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであることから、避難訓練の実施に際しては、消防機関と連携するなど万全を期すこと。

3 条例第44条第7号イに規定する避難用の屋外傾斜路に準ずる設備とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3の規定により、設備等技術基準に適合することの確認を受けた非常用滑り台とする。

（職員）

第10条 保育所には施設長、保育士、調理員及び嘱託医を置くこととし、配置等は、次の基準によること。

(1) 施設長（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当たる幹部職員をいう。）

保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、児童福祉事業に熱意があり、健全な心身を有し、常時その施設の運営管理業務に専従することができる者で、次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 児童福祉事業に2年以上従事した者であること。

イ 国（国から委託を受けて実施及び運営を行う法人を含む。）が主催する初任保育所長研修会を受講し、修了した者であること。

ウ 「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知）の規定に基づく夜間保育所の施設長にあつては、保育士の資格を有する者であること。

(2) 保育士

ア 0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上並びに4歳児以上の児童30人につき1人以上を配置すること。なお、保育士の数は、各年齢の児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合計し、小数点以下の端数を四捨五入したものとする。

イ 定員90人以下の施設にあつては、アに掲げるもののほか、1人以上の保育士を配置すること。

ウ 保育に当たっては、常時複数の保育士を配置すること。

エ 保育士は、常勤の職員を確保することを原則とする。ただし、短時間勤務の保育士をあてる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」

(平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知)の規定によること。

(3) 看護師

ア 0歳児が9人以上入所している保育所にあつては、保健師又は看護師を配置すること。

イ 0歳児が4人以上入所している保育所にあつては、保健師又は看護師を1人に限って保育士配置基準における保育士とみなして算入できること。

(4) 調理員

ア 定員45人以下の施設については1人以上、定員46人以上150人以下の施設については2人以上、定員151人以上の施設については3人以上調理員を配置すること。

イ 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定められた要件を満たし、調理業務の全てを委託する施設については、アの規定にかかわらず、調理員を置かないことができること。

(5) 嘱託医

嘱託医及び歯科嘱託医をそれぞれ1人以上確保すること。

(開所時間)

第11条 保育所の開所時間は、1日につき連続した11時間以上とすること。

2 駅前型保育所等の開所時間は、原則、1日につき連続した13時間以上とすること。ただし、地域の保育需要に照らして、利用が見込まれない等特別な事情がある場合は、前項に掲げる時間とすることができる。

(休所日)

第12条 保育所の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、休日保育を実施する保育所は、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(社会福祉法人等の審査基準)

第13条 社会福祉法人等から保育所の設置認可に関する申請があった場合は、条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準に照らして審査を行うこととする。

(社会福祉法人等以外の法人の審査基準)

第14条 社会福祉法人等以外の法人から保育所の設置認可に関する申請があった場合は、条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準に照らして審査を行うこととする。その際の基準については以下のとおりとする。

- (1) 保育所の運営に優良な実績があること。
- (2) 保育所を経営するために必要な経済的基礎を有し、次の要件を満たすこと。
 - ア 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について所有権を有していること、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること又は第16条に定められた要件を満たしていること。
 - イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等に有していること。
- (3) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- (4) 当該保育所の経営担当役員に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含むこと。ただし、次の要件を満たす場合は、この限りでない。
 - ア 施設長が保育所等（保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を含む。）において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。
 - イ 社会福祉事業に知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる

者を含む。)及び施設長を含む者で構成する運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者に対し、その相談に応じ、又は意見を述べる機関をいう。)を設置すること。

- (5) 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- (6) 経営者が過去に法第59条第1項の規定に基づく報告徴収に対して虚偽の報告を行ったことがある者、同条第5項の規定に基づく事業の停止等を命ぜられたことがある者等保育所の経営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者ではないこと。
- (7) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む法人全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと、法人及びその経営者等が公租公課を滞納していないこと等財務内容が適正であること。

(社会福祉法人以外の法人の認可条件)

第15条 社会福祉法人以外の法人に対して設置認可を行う場合には、次の条件を付すこととする。

- (1) 条例及びこの要綱に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。
- (2) さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年さいたま市条例第52号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知。以下「児発第295号通知」という。)別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている法人は、第2号に定める区分ごとに、児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている法人は、第2号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、児発第295号通知別紙2の借入金明細書及び別紙3の基本財産及びその他の固

定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(5) 毎会計年度終了後3月以内に次の書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている法人は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、児発第295号通知別紙2の借入金明細表及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(6) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、次の条件を全て満たしていない場合は、当該担保の提供を承認しないこと。

ア 借入金は、保育所を経営する事業に限って充てられること。

イ 保育所の経営を行うために直接必要な不動産の担保の提供を行う以外に資金調達の手段がないこと。

ウ 当該担保の提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人の事業収入等の状況から、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。

エ 担保の提供に係る借入先は、確実な民間金融機関であること。

オ 定款所定の手続を経ていること。

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の審査基準）

第16条 既に第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しく

は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の要件を満たすこととする。

(1) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上、土地の賃貸借期間が賃貸借契約において20年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 既設法人以外の社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の要件を満たすこととする。

(1) 貸与を受けている土地については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、この限りでない。

(2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の要件を満たすこととする。

(1) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上、土地の賃貸借期間が賃貸借契約において20年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的

交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- (2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には、当該1年間の賃借料に相当する額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認める額の合計額の資金を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により法人の設置者名義として保有していること。
 - (4) 前号の②で認める額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。
 - (5) 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。
- 4 第1項及び前項において、貸与を受けている不動産に対して、独立行政法人福祉医療機構及び日本私立学校振興・共済事業団以外の金融機関による抵当権を設定する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすこととする。
- (1) 抵当権の設定は当該施設整備費用の借入に係るものに限られること。
 - (2) 当該施設は保育所専用の施設であること。
 - (3) 借主の権利を抵当権に優先させること。

（駅前型保育所等の要件緩和）

第17条 駅前型保育所等については、認可要件を次のとおり緩和することとする。

- (1) 乳児室又はほふく室の面積は、0歳児1人当たり3.3㎡（有効内法面積）以上を確保すればよいこと。
- (2) 次の条件を満たす場合、屋外遊戯場は、保育所と同一敷地内に設けなくてもよいこと。
 - ア 保育所から日常的に児童が使用できる程度の距離（児童の歩行速度でおおむね10分程度以内）に、2歳以上の児童1人当たり3.3㎡（児童が実際に遊

戯でき、屋根等がかかっていないこと)以上の面積があり、かつ、屋外活動に当たって安全が確保される公園、広場又は寺社境内があること。なお、移動に当たっては、児童の安全が確保されていること。

イ アに掲げる公園、広場又は寺社境内の所有権等を有する者が、本市又は公共的団体等で、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

ウ プール遊び等をする場所を当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に確保するよう努めること。

エ 第3条に規定する設置認可の承認を得る前に、屋外活動に関する計画書を作成し市長に提出すること。

(3) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、抵当権が設定されていてもよいこと。

(分園の設置)

第18条 分園の設置に当たっては、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)に定める要件を備えたもので、本園と分園の一体的な運営の確保を図ることとし、その基本計画等に関して、市長に協議の上第3条に基づき承認を得ることとする。この場合において、当該分園の構造及び設備については、第8条及び第9条を準用するとともに、第21条に規定する内容変更届を提出することとする。

(事前相談)

第19条 保育所を設置しようとする法人(以下「設置認可申請者」という。)は、設置認可事務を円滑に行うため、設置認可の申請を行う前に市長に相談(以下「事前相談」という。)を行うものとする。ただし、市の公募により選定された法人が保育所を設置する場合は、この限りではない。

2 事前相談は、相談内容に応じ、「認可保育所整備相談票(新規に社会福祉法人を創設する場合用)」(様式第1号)、「認可保育所整備相談票(既存法人が整備する場合用)」(様式第2号)又は「認可保育所整備相談票(既存の認可保育所の建替え等整

備用)」(様式第3号)を指定された期日までに市長に提出して行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定に基づき提出された相談票に関して市の内部で協議を行い、協議の結果を「認可保育所整備相談について(通知)」(様式第4号)により設置認可申請者に通知するものとする。

(設置認可の申請)

第20条 設置認可申請者は、さいたま市児童福祉法施行細則(平成15年さいたま市規則第106号。以下「施行細則」という。)第20条第1項の規定に基づき、児童福祉施設設置認可申請書に必要な書類を添付し、認可を受けようとする日の30日前までに市長に提出すること。

市長は、申請された保育所の設置認可に関して、その内容を審査し、保育所の設置経営を認可した場合は、施行細則第21条の規定に基づき、児童福祉施設設置認可書を、申請者に交付することとする。ただし、設置経営を認可しない場合には、申請者にその旨を通知することとする。

(内容変更の手続)

第21条 保育所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、建物敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは施設長を変更しようとする設置者は、施行細則第20条第2項の規定に基づき、児童福祉施設内容変更届出書に必要な書類を添付し、変更しようとする日の30日前までに市長に提出すること。ただし、市長が認める特段の事由がある場合には、この限りでない。

(廃止又は休止の協議)

第22条 保育所の廃止又は休止が、保育所の公共性から多大な影響を及ぼすことにかんがみ、設置者は廃止又は休止をしようとする日以前、相当の期間の余裕をもって、市長に協議すること。ただし、建物等に対して国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長に協議すること。

(廃止又は休止の手續)

第23条 保育所を廃止又は休止をしようとする設置者は、施行細則第20条第3項の規定に基づき、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書を市長に提出すること。

市長は、申請された保育所の廃止又は休止に関して、その内容を審査し、廃止又は休止を承認した場合は、施行細則第21条の規定に基づき、児童福祉施設廃止（休止）承認書を申請者に交付することとする。ただし、廃止又は休止を承認しない場合には、申請者にその旨を通知することとする。

(改善指示)

第24条 市長は、設置者が法、条例等の関係法規又はこの要綱の規定に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

(その他)

第25条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱によるほか子ども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。